

一、要求書

- (一) 従來ノ請負制度ヲ日給制度ニスル事
従來ノ日給額ノ十割増ノ事
但シ夜勤ハ其ノ倍額ノ三割増ノ事
- (二) 解雇手當制定ノ件
入社後六ヶ月未滿ハ日給ノ三十日分
一ヶ月未滿五十日分
一ヶ年以上一ヶ月ヲ増ス毎二三日分
- (三) 八時間制度實施ノ件
- (四) 親方制度撤廢ノ件
- (五) 工場ノ都合上休業スル場合ハ日給ノ全額ヲ支給スル事
- (六) 自己ノ都合上已ムヲ得ス退職スル場合ハ解雇手當ノ半額ヲ支給スル事
- (七) 待遇改正ノ件